

○袖ヶ浦市農畜産物直売所の設置及び管理に関する条例

平成18年9月29日条例第26号
改正 平成19年6月29日条例第16号
平成21年9月29日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市農畜産物直売所（以下「農畜産物直売所」という。）の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、身近な消費者に地域で生産される新鮮で安全な農畜産物を提供し「地産地消」を促すとともに、農家経営の安定的発展と地域農業の振興に資するため、農畜産物直売所を設置する。

(名称及び位置)

第3条 農畜産物直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市農畜産物直売所	袖ヶ浦市飯富1635番地1

(指定管理者による管理)

第4条 農畜産物直売所の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 農畜産物直売所の利用の許可に関する業務
- (2) 農畜産物直売所の利用料金の収納に関する業務
- (3) 農畜産物直売所の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 農畜産物の販売及び計画的な生産指導に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農畜産物直売所の業務に關し市長が必要と認めるもの

(休業日)

第6条 農畜産物直売所の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開業し、又は休業することができる。

- (1) 年始休業日 1月1日から1月4日まで
- (2) 年末休業日 12月31日
- (3) 定期休業日 毎月第2水曜日

(営業時間)

第7条 農畜産物直売所の営業時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用者の範囲)

第8条 農畜産物直売所を利用することができる者は、原則として市内に住所を有する者及び市内に存する事業所等とする。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(行為の禁止)

第9条 農畜産物直売所を利用しようとする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (2) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (3) 農畜産物直売所の施設等を損傷し、又は汚損する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が掲示をもって禁じた行為

(利用の許可)

第10条 農畜産物直売所の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けな

ればならない。

- 2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が許可事項の変更又は利用の取消しをしようとするときは、あらかじめ指定管理者にその許可を受けなければならない。
- 3 前2項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第11条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を与えないことができる。

- (1) 農畜産物直売所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 農畜産物直売所の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、農畜産物直売所の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 許可利用者が第10条第3項の条件に違反したとき。
- (4) 許可利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。

- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において許可利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 許可利用者は、農畜産物直売所の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用料金）

第14条 許可利用者は、別表に定める農畜産物直売所の利用に係る利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 第1項に定める利用料金は、利用終了後に納入する。

（利用料金の収入）

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金の額を減額し、又はその利用料金の徴収を免除することができる。

（原状回復義務）

第17条 許可利用者は、その利用を終了したとき、又は第12条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による原状回復に要する経費は、許可利用者が負担しなければならない。

（損害賠償）

第18条 故意又は過失により農畜産物直売所の施設等を損傷し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第23号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

別表（第14条関係）

袖ヶ浦市農畜産物直売所利用料金

区分	金額
農畜産物直売所	農畜産物販売価格の25%以内
調理加工室	1時間につき 1,000円以内
アイスクリーム加工室	1時間につき 1,000円以内

備考

- 1 本市の住民でない者及び本市に事業所を有しない者が利用する場合の利用料金は、規定利用料金の2割に相当する額を加算した額とする。